

令和6年2月7日開催

保健医療・子ども家庭支援等福祉対策特別委員会

委員長報告

令和6年3月定例会

委員長 石橋俊伸

去る2月7日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「川口市地域共生社会推進計画（第3期川口市地域福祉計画）（案）の策定について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本計画は、平成26年3月に策定した「第2期川口市地域福祉計画」の計画期間が今年度をもって終了することから、次期計画として策定するものであるとのこと。

本計画においては、ダブルケアやひきこもりなど、分野横断的な取り組みが求められる問題の解決には、地域共生社会の実現が不可欠であると捉え、名称を変更したほか、昨今の社会経済情勢の変化のスピードや介護保険・障害福祉サービスの報酬・計画の見直し期間にあわせて計画期間を3年としたとのこと。

また、基本理念を「全ての人々が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」とし、地域共生社会実現のための具体的な取り組みである、重層的支援体制整備事業の本格的な実施を令和6年度から行うとのこと。

さらに、評価手法については、それぞれの施策に可能な限り定量的な指標（KPI）を設定し、達成度合に応じて客観的に評価するとのことでありました。

以上のような説明に対して、ひきこもり等の対策について問われ、これに対して、これまで、ひきこもりの実態を把握していなかったことから、まずは年齢層、個別の状況などを調査し、必要な支援につなげていくとのことでありました。

このほか、KPIに対する関係者からの意見について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の2「第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）の策定について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本計画は、令和3年3月に策定した現行計画の計画期間が今年度をもって終了することから、次期計画として策定するものであるとのこと。

本計画においては、基本方針を「高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展」とし、それを実現するため、ロジックツリーにより施策体系を整理し、4つの基本目標を設定するとともに、個別の施策を紐づけているとのこと。

また、本計画期間中の第1号被保険者保険料については、本市の人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数の推移及び将来見込み並びに現行の第8期計画の期間中におけるサービスの利用実績を踏まえ、給付費を推計した上

で算出するとのことであります。

以上のような説明に対して、本計画における重点施策について問われ、これに対して、本計画に掲げる21の施策のうち、フレイル予防の推進、認知症施策の推進、地域密着型サービスの整備促進、切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築について重点的に取り組むとのことであります。

このほか、終活支援にかかわり、単身高齢者への具体的な支援内容について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の3「川口市自殺対策推進計画（第2次）（案）の策定について」報告を求めましたところ、次のような説明をいたしました。

本計画は、平成30年度に策定した現行計画が今年度をもって終了することから、次期計画として策定するものであるとのこと。

本計画の内容としては、現行計画の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることのない助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」を引き継ぎつつ、新たに相談体制の充実や、国の第4次自殺総合対策大綱の重点施策で示された若年層対策、女性を対象とした取り組みの推進などを加え、6つの基本施策と4つの重点施策で構成するものであるとのこと。

今後の予定としては、令和6年3月に計画策定を終え、同年4月に計画を公表する予定であるとのことであります。

以上のような説明に対して、自殺対策を支える人材育成にかかわり、ゲートキーパー研修の実施方針について問われ、これに対して、これまでは関係者を中心に行なってきたが、今後はこころサポーター養成講座の受講者にも対象を広げるほか、市民向けに動画配信を行い周知に努めるとのことであります。

このほか、アウトリーチによる自殺対策の取り組みについて等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

次に、報告事項の4「川口市健康危機対処計画（感染症）（案）の策定について」報告を求めましたところ、次のような説明をいたしました。

本計画は、令和4年12月の地域保健法の改正を踏まえ、地域保健対策の推進に関する基本的な指針が改正され、保健所は令和5年度末までに、健康危機対処計画を策定するものとされたことから、国から示されたガイドラインに則り、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に策定するものであるとのこと。

本計画の内容としては、平時における準備並びに感染症の発生当初、拡大期などのフェーズごとに必要となる業務内容、組織体制及び人材育成などを規定するほか、これまでの本市の新型コロナウイルス感染症への対応から見えた課題を整理し、次に生かすための計画としたものであるとのこと。

今後の予定としては、保健所設置市において策定が義務付けられている感染症の予防のための施策の実施に関する計画と併せて、令和6年4月1日の施行を予定しているとのことであります。

以上のような説明に対して、ワクチン接種にかかわる本計画への反映状況について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の5「川口市立医療センター経営強化プラン2024-2027（案）の策定について」報告を求めましたところ、次のような説明をいたしました。

医療センターにおいては、総務省からの公立病院改革推進の要請に基づき、現行計画である「川口市立医療センター経営改革プラン2021-2023」を策定し、基本理念やめざす姿の実現に向けて取り組んできたとのこと。

現行計画に基づく令和4年度の評価としては、早期退院の促進による入院期間の適正化の取り組みなどにより入院単価などの一部の指数は向上したが、新型コロナウイルス感染症の影響により病床数を制限したことから、入院患者数や病床利用率等の指標の多くが計画値に対して未達成となったとのこと。

経常収支においては、令和3年度は黒字であったが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症に関連する補助金等の減少などにより赤字であったとのこと。

また、現行計画が今年度で終了することから、次期計画として「川口市立医療センター経営強化プラン2024-2027」を策定するとのこと。

これは、令和4年3月に総務省が示した「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、地域の基幹病院としての役割を果たし、持続可能な医療を提供するための病院経営の目標を定めるものであるとのこと。

今後の予定としては、パブリックコメントや川口市国民健康保険運営協議会の審議結果を踏まえ、令和6年3月に当該計画を策定する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、計画期間における年度ごとの評価方法について問われ、これに対して、毎月、経営会議で達成状況の報告を行うほか、随時、点検・評価を実施し、年度ごとにホームページ等で評価結果を公表するとのことでありました。

このほか、経営強化における人的投資・設備投資の取り組みについて等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。